

## 社会保障論評22-019号 (作成日: 2022年10月22日)

「金融所得課税 富裕層の優遇を改めよ」 朝日新聞2022年10月13日付朝刊12面

<所得税など(個人所得課税)に関する資料: [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j02.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm)>

- 「税制の大きな役割の一つは、所得の再分配だ。その中心になるべき所得税のゆがみが放置され、事実上の富裕層優遇になっている。公平性の回復が急務だ。岸田首相に対し、年末に向けた税制改正論議で具体策を練るよう求めたい」とする社説による論説である。
- 続けて、「会社員などの給与は、所得が増えるにつれ10～55% (地方税含む)の累進税率が課される。一方、株式など金融商品の売却益と配当、利子、不動産の売却益の一部は一律20%だ。この結果生じているのが、「1億円の壁」の問題である」と論じている。
- 「証券業界などから株価下落につながる」と反対の声があるが、米国の方が税は高い。利権確保のための戯言の域を出ないであろう。ただし、金融所得課税の強化だけで、再分配が十分に強化され、喫緊の課題となっている格差是正への道筋が開かれるとは思えない。
- 所得税の強化を主張する意見は根強いが、高額所得者の税率を引き上げても、対象者は少ないから、財源的寄与は少ないとして、もっと低所得の人の所得税率も引き上げなければならないが、できるのか、できないなら消費税で対応するしかない、という主張もある。
- 「2021年 国民生活基礎調査の概況」の所得分布(図9)で見ると、2000万円以上は僅か1.4%、1000万円以上でも12.6%で、平均所得金額(564万3千円)以下の割合は61.5%との状況になっている(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa21/index.html>)。
- しかし、「主要国における給与所得者を対象とした概算控除の概要」をみると、少し違った姿が見えてくる。収入から控除される給与所得控除をみると、日本は、非常に手厚い。そうした控除は、英になく、独は低額で、給与収入850万円では仏の2.3倍となっている。
- この控除を給与比例ではなく、定額にすれば、高所得者への増税は反射的に実施できる。平均的収入レベルで額を決定すれば、低所得者には減税、高所得者には増税となり、格差是正に寄与する。さらに、この額を控除でなく給付にすれば、低所得者の恩恵は大きい。
- 給与所得控除の最低保証額は55万円であるが、控除の形では、低所得者には意味がない。それを考慮して提唱されているのが、給付付き税額控除であるが、それなら、いっそ基礎控除などの人的控除も加味して給付の形にすれば、ベーシック・インカムになるだろう。
- 低所得者対策や格差是正には極めて有効な施策であるが、バラマキの声が出てきそうである。一方で、高収入者には増税となっているのだから、その批判は当たらないはずであるが、低所得なのは努力不足で、真面目に働く人が報われないという批判は根強いだろう。
- 基本的に、そういう考え方では、社会における「連帯」は成り立たないのであるが、人々の意識変革には時間がかかる。この点では、無償のボランティア活動に精を出す若い人の方が期待できるし、触発された中高年の人達の参画も増えているようで、希望が持てる。
- それでも、事態は切迫してきているように思える。私が、ベーシック・インカムを、本来の給付型ではなく、日本では貸付型をと提唱しているのは、その実施によって、人々の意識の変革に期待するとともに、本来の姿までの時間稼ぎの側面もあるのである。(以上)